

○厚生労働省告示第三百四十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）並びに保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和三十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年十一月二十九日から適用する。

平成二十九年十一月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（

以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表 第1部～第20部 (略)	別表 第1部～第20部 (略)		
第21部	追補 (17)		
品名	内 用 規 格 単 位	薬 価	円
(え)			
エルカルチンF F内用液10% 分包5ml	10% 5ml 1包	362.00	
エルカルチンF F内用液10% 分包10ml	10% 10ml 1包	724.00	
(し)			
ジヤドニユ顆粒分包90mg	90mg 1包	1,433.80	
ジヤドニユ顆粒分包360mg	360mg 1包	5,707.70	
(た)			
タシグナカゾセル50mg	50mg 1カゾセル	1,289.20	
(り)			
リクシアナOD錠15mg	15mg 1錠	294.20	
リクシアナOD錠30mg	30mg 1錠	538.40	
リクシアナOD錠60mg	60mg 1錠	545.60	
注	射 薬		
品 名	規 格 単 位	薬 価	円
(あ)			
アコアラソ静注用1800	1,800国際単位 1瓶 (溶解液付)	84,861	
(い)			

イソフリキシマゾブS点滴静 注用100mg 「あゆみ」	100mg 1瓶	56,382	
イソフリキシマゾブS点滴静 注用100mg 「CTH」	100mg 1瓶	56,382	
イソフリキシマゾブS点滴静 注用100mg 「日医工」	100mg 1瓶	56,382	
(え)			
エルカルチンF静注1000mg シリンジ	1,000mg 5ml 1筒	1,035	
(り)			
リツキシマゾブS点滴静注100 mg 「KHK」	100mg 10ml 1瓶	24,930	
リツキシマゾブS点滴静注500 mg 「KHK」	500mg 50ml 1瓶	122,143	
(れ)			
レパース皮下注420mgオートミ ニトーガー	420mg 3.5ml 1キッ ト	44,481	
外 用 規 格 単 位	薬 価		
品 名	円		
(え)			
エムラパッチ	1枚	251.60	

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正）

第二条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品
使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に収載されている医薬品（平成二十八年十月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、平成二十九年四月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品を、同年十月一日以降においては別表第4に収載されている医薬品を、平成三十年四月一日以降においては別表第5に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第3（平成三十年四月一日以降においては別表第6に収載されている医薬品を除く。）に収載されている医薬品

改正前

第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品
使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に収載されている医薬品（平成二十八年十月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、平成二十九年四月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品を、同年十月一日以降においては別表第4に収載されている医薬品を、平成三十年四月一日以降においては別表第5に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第3に収載されている医薬品

第9部 追 補 (8)

品 名

規 格 単 位

(あ)

アゾネカット経口服液10mg

10mg2.5mL 1筒

④ アムロジピン錠2.5mg 「MED」

2.5mg 1錠

④ アムロジピン錠5mg 「MED」

5mg 1錠

④ アムロジピン錠10mg 「MED」

10mg 1錠

(い)

イビノテツク錠10mg

10mg 1錠

(う)

ウイントマイロン錠250

250mg 1錠

ウイントマイロン錠500

500mg 1錠

ウイントマイロンシロップ5%

5% 1mL

(え)

④ エカベトNa顆粒66.7% 「JG」

66.7% 1g

④ エカベトNa顆粒66.7% 「マイヨー」

66.7% 1g

エフミン錠25mg

25mg 1錠

(お)

④ オルメテツク錠5mg

5mg 1錠

④ オロパタジン塩酸塩錠2.5mg 「KO」

2.5mg 1錠

④ オロパタジン塩酸塩錠5mg 「KO」

5mg 1錠

(か)

カゾトフリルRカプセル18.75 「SW」

18.75mg 1カプセル

(く)

クリキシバンカプセル200mg

200mg 1カプセル

(こ)

④ コゾイソリン酸塩散1% 「タナベ」

1% 1g

コバヤミトカプセル250µg 「ツルハラ」

0.25mg 1カプセル

(き)

サーカネツテン配合錠

1錠

(し)

ジルチアゼム塩酸塩錠30mg 「ZE」

30mg 1錠

ジルチアゼム塩酸塩錠30mg 「YD」

30mg 1錠

ジルチアゼム塩酸塩錠60mg 「ZE」

60mg 1錠

ジルチアゼム塩酸塩錠60mg 「YD」

60mg 1錠

(ず)

スカジロールカプセル25mg

25mg 1カプセル

スカジロールカプセル50mg

50mg 1カプセル

スクラルブテート細粒90% 「アメル」

90% 1g

(そ)

ソビクロン錠7.5mg 「TCK」

7.5mg 1錠

(ち)

チアトソ^注顆粒 2% 2% 1g
チオカ^注錠 100mg 100mg 1錠
チオカ^注錠 200mg 200mg 1錠

(テ)

④ テモカゾリル塩酸塩錠 1mg 「サソド」 1mg 1錠
④ テモカゾリル塩酸塩錠 2mg 「サソド」 2mg 1錠
④ テモカゾリル塩酸塩錠 4mg 「サソド」 4mg 1錠
④ テラベツク錠 250mg 250mg 1錠

(ト)

④ トスフロキサソントシル酸塩錠 75mg 「サソド」 75mg 1錠
④ トスフロキサソントシル酸塩錠 150mg 「サソド」 150mg 1錠
④ トフアルコンカゾセル 100mg 1 カゾセル 100mg 1 カゾセル
トフアルコン錠 50mg 50mg 1錠
トフイソバ^注錠 50mg 「JG」 50mg 1錠

(タ)

ナジロビン錠 5 5mg 1錠
ナジロビン錠 10 10mg 1錠

(チ)

ニカルジピン塩酸塩錠 10mg 「イセイ」 10mg 1錠

(ハ)

④ ※ ハツカ水 (シオエ) 10mL
ハロネロールカゾセル 0.1mg 0.1mg 1 カゾセル
ハロネロールカゾセル 0.2mg 0.2mg 1 カゾセル

(ヒ)

ピコスルファートナトリウム内用液 0.75% 「PP」 0.75% 1mL

(フ)

フルニトラゼパ^注錠 1mg 「SN」 1mg 1錠
ゾレラン^注0.5mg錠 0.5mg 1錠
ゾレラン^注1mg錠 1mg 1錠
フロカテロール塩酸塩錠 25µg 「テバ」 0.025mg 1錠
フロムクレリル尿素 「メタル」 1g

(ヘ)

ヘモタクトカゾセル 200mg 1 カゾセル 200mg 1 カゾセル
ヘルミルチン錠 25 25mg 1錠
ヘンタジン錠 25 25mg 1錠

(ホ)

マヌレチソソゾツゾ 0.01% 0.01% 10mL
マゾロミール錠 10mg 10mg 1錠
マゾロミール錠 25mg 25mg 1錠
マゾロミール錠 50mg 50mg 1錠

(マ)

ミゼロン配合ソソツゾ 1mL
ミノマイソソ錠 100mg 100mg 1錠

(め)

メサラジン錠250mg 「S N」 250mg 1錠
 メサラジン錠250mg 「D K」 250mg 1錠
 メサラジン錠500mg 「S N」 500mg 1錠
 メサラジン錠500mg 「D K」 500mg 1錠

(ゆ)

エビデカレノンカザセル 5mg ^{※2}「杏林」 5mg 1カザセル

(5)

ラクスペン散1.8% 1g

(り)

④ 硫酸マグネシウム「トミタ」 10g

(れ)

④ レスポリート錠50mg 50mg 1錠

④ レスポリート錠100mg 100mg 1錠

(ろ)

④ ロートエキス散 シオエ 1g

ロベカルド小児用トライシロップ0.05% 0.05% 1g

ロラタジノOD錠10mg 「D K」 10mg 1錠

ロラタジノ錠10mg 「T Y K」 10mg 1錠

(1)

④ イオパーク300注150mL 64.71%150mL 1瓶

④ イオヘキソール300注150mL 「H K」 64.71%150mL 1瓶

④ イセパインジンの硫酸塩注射液200mg 「サロイ」 200mg 2mL 1管

④ イセパインジンの硫酸塩注射液400mg 「サロイ」 400mg 2mL 1管

④ イノバン注200mg 200mg10mL 1管

E・P・ホルモンデポー筋注 1mL 1管

イントロンA注射液300 300万国際単位1瓶 (溶解液付)

イントロンA注射液600 600万国際単位1瓶 (溶解液付)

イントロンA注射液1,000 1,000万国際単位1瓶 (溶解液付)

(え)

エダラボン点滴静注バッグ30mg 「A A」 30mg100mL 1キット

④ エダラボン点滴静注30mg 「アメル」 30mg20mL 1管

④ エダラボン点滴静注30mg 「H K」 30mg20mL 1管

④ エダラボン点滴静注30mg 「T C K」 30mg20mL 1管

④ エトボシド点滴静注液100mg 「D K」 100mg 5mL 1瓶

エボエチンアルフマ B S 注1500 「J C R」 1,500国際単位 1mL 1瓶

エボエチンアルフマ B S 注3000 「J C R」 3,000国際単位 2mL 1瓶

エボゾロステノール静注用0.5mg 「F」 0.5mg 1瓶 (溶解液付)

エボゾロステノール静注用1.5mg 「F」 1.5mg 1瓶 (溶解液付)

(お)

オオホルミンルデナムデポー筋注125mg 125mg 1管

オオホルミンデポー筋注 5mg 5mg 1管

(こ)

コメスゲン注射液500µg

0.5mg 1 管

(リ)

⑩ シオセシン注射液200

200mg 2 mL 1 管

⑪ シオセシン注射液400

400mg 2 mL 1 管

シゾフロロキサシン点滴静注液200mg 「ケミフア」

200mg 100mL 1 袋

シゾフロロキサシン点滴静注液200mg 「DK」

200mg 100mL 1 袋

シゾフロロキサシン点滴静注液200mg 「日医工」

200mg 100mL 1 袋

シゾフロロキサシン点滴静注液300mg 「ケミフア」

300mg 150mL 1 袋

シゾフロロキサシン点滴静注液300mg 「DK」

300mg 150mL 1 袋

シゾフロロキサシン点滴静注液300mg 「日医工」

300mg 150mL 1 袋

(セ)

セロイク注射用40

40万国内標準単位 1 瓶 (溶解液付)

(ト)

トーマル静注10mg

0.5% 2 mL 1 管

(タ)

ナスパルン静注用0.5g

(500mg) 1 瓶

ナスパルン静注用 1g

(1g) 1 瓶

(チ)

ハイピリドキシン注10mg

10mg 1 管

ハイピリドキシン注30mg

30mg 1 管

ハイピリドキシン注60mg

60mg 1 管

(ツ)

ピタミンK₁注30mg

30mg 1 管

ピタミンK₁注50mg

50mg 1 管

ピデュリオン皮下注用 2mg

2 mg 1 キット (懸濁用液付)

⑭ ピペラシリン a 注射用 1g 「SN」

1 g 1 瓶

⑮ ピペラシリン a 注射用 2g 「SN」

2 g 1 瓶

(タ)

フエロン注射用600万

600万国際単位 1 瓶 (溶解液付)

フアラチアミン50注射液

50mg 1 管

(ヘ)

ペソタジン注射液15

15mg 1 管

ペソタジン注射液30

30mg 1 管

(ホ)

ボセルモン水懸注

1 mL 1 管

ボセルモンデポー筋注

1 mL 1 管

(め)

メチルエルゴメトリンマレイン酸塩注0.2mg 「イセイ」

0.02% 1 mL 1 管

(る)

ルミスターロブデナス骨関節注25mg

1% 2.5mL 1 筒

外 品 名 用 薬

(あ)

アズレン散

外用

品 名

用 薬

規 格 単 位

アズレン散含嗽用0.4% 「杏林」

0.4% 1 g

※ アズレン散^(イ) 0.4% (大正薬品)
アボコート軟膏^(イ) 0.1%

(イ)

- ④ イソプロパノール「アヤカス」 10mL
- イソプロ70「アヤカス」 70%10mL
- イソロンクリーム0.1% 0.1% 1g
- イトロン軟膏^(イ) 0.1% 0.1% 1g
- イトロンローション^(イ) 0.1% 0.1% 1mL
- イムシスト騰^(イ) 81mg 1瓶 (溶解液付)

(エ)

- ④ 塩化ナトリウム「トミタ」 10g

(カ)

- ④ カーマスアラスター 10cm×14cm 1枚

(キ)

- ④ 敵血トロンピン経口・外用剤 1万 10,000単位 1瓶
- ④ 敵血トロンピン経口・外用剤 5000 5,000単位 1瓶

(ク)

- ④ 50V/V%消毒用イソプロパノール「アヤカス」 50%10mL

(カ)

- ④ 酢酸 シオエ 10mL

- ④ サルツクスクリューム0.12% 0.12% 1g

- ④ サルツクス軟膏0.12% 0.12% 1g

(ク)

- ④ ツロゾテロールテレーゾ0.5mg「アメル」 0.5mg 1枚
- ④ ツロゾテロールテレーゾ1mg「アメル」 1mg 1枚
- ④ ツロゾテロールテレーゾ2mg「アメル」 2mg 1枚

(ケ)

- ④ テイアパランスミニムス点眼液0.3% 0.3%0.4mL 1個

(ハ)

- ④ ハーユロン軟膏^(ハ) 0.1% 0.1% 1g

(ホ)

- ④ フェルマジン液20% 20%10mL

(ヘ)

- ④ ポステリザン(軟膏) 1g

(ロ)

- ④ 酪酸テロピオン酸ヒドロコルチゾン軟膏^(ロ) 0.1%「YD」 0.1% 1g

別表第6

第1部	歯科用薬剂	規格単位
品名	外用薬	

〔根管治療剤〕

ホルモクレンゾール歯科用消毒液「昭和」
ヨーボヨート亜鉛カントップ用消毒液「昭和」

(新設)